

# 山梨県公報

第千三百九十九号

平成十五年

七月十四日

月 曜 日

## 目次

### 告示

山梨県議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部改正… 四四五  
 保安林の指定の予定(二件)…………… 四四五

### 公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請…………… 四四六

### 正誤

平成十五年六月九日付け第千三百八十九号中…………… 四四六  
 平成十五年六月十六日付け第千三百九十一号中…………… 四四七

## 告示

### 山梨県告示第千三百八十九号

山梨県議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額(平成四年山梨県告示第千二百八十三号)の一部を次のように改正する。  
 平成十五年七月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

本則の表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、一三二円	一三、二四六円
二十歳以上二十五歳未満	五、一一八円	一三、二四六円
二十五歳以上三十歳未満	六、〇二八円	一三、二四六円
三十歳以上三十五歳未満	六、七三五円	一六、一七七円

三十五歳以上四十歳未満	七、二六七円	一九、一五八円
四十歳以上四十五歳未満	七、三三二円	二一、二八九円
四十五歳以上五十歳未満	七、一八四円	二一、四八四円
五十歳以上五十五歳未満	六、八〇二円	二一、七八七円
五十五歳以上六十歳未満	六、一三三円	二一、三七六円
六十歳以上六十五歳未満	四、三七九円	二〇、六九八円
六十五歳以上七十歳未満	四、一一〇円	一五、二四一円
七十歳以上	四、一一〇円	一三、二四六円

### 附則

- この告示は、公布の日から施行する。
- この告示による改正後の山梨県議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び施行日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、施行日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び施行日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

### 山梨県告示第千三百九十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。  
 平成十五年七月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 保安林の所在場所  
 山梨県甲府市上帯那町字奥仙丈三〇六七の一(次の図に示す部分に限る。)
- 指定の目的  
 公衆の保健
- 指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 〔「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

山梨県告示第千三百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十五年七月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所

東山梨郡三富村大字上釜口字向山六〇四の二、六〇五の二、上釜口字向山六〇四の三、六〇五の三、大和村初鹿野字赤ちぎ四四一七（次の図に示す部分に限る。）、四四一九の一、四四一九の二、四四二の一、四四二の二、字大平四四七三、四四八〇、四四八一の一、四四八一の二、四四八二の一、四四八二の二、四四八三、四四八六、字当平四四八七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 字向山六〇四の二・六〇四の三・六〇五の二・六〇五の三・字赤ちぎ四四一七・四四一九の一・四四二の一・字大平四四七三・四四八〇・四四八一の一・四四八二の一・四四八三・字当平四四八七（以上十四筆について、次の図に示す部分に限る。）、赤ちぎ四四一九の二、四四二の一の二、字大平四四八一の二、四四八二の二
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- 〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁並びに関係村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十五年七月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 申請のあった年月日 平成十五年七月一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 1 名称 特定非営利活動法人 フィジカル アカデミー
- 2 代表者の氏名 磯村賢一
- 3 主たる事務所の所在地 東山梨郡牧丘町室伏千八百九十六番地
- 4 定款に記載された目的
- この法人は、小学生から高齢者に対して、健康、スポーツに関する事業を行い、より豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十五年七月一日から同年九月一日まで

正 誤

ページ	段	行	誤	正
三五七	下	一六	第二十六条の二第一項	第二十六条第一項

平成十五年六月九日山梨県告示第千三百二十五号（保安林の指定の解除の予定）

平成十五年六月十六日山梨県告示第三百三十五号（保安林の指定の解除の予定）

三八〇 下

終わりから七

第二十六条の二第一項

第二十六条第一項

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番